

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
第 1 部 法令諸規則の概要 金融商品取引法における広告等規制の概要 I. 広告等の定義等 金融商品取引法（以下「金商法」という。）における広告又は広告類似行為は次のように定義されている。 「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為（※1）をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（※2）を表示しなければならない。」「【金商法第 37 条】 (※1) 「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」【金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 72 条】 (1) 広 告 次に掲げる行為が広告に該当する。 ① テレビCM ② ラジオCM ③ ポスターを貼る方法 ④ 新聞に掲載する方法 ⑤ 雑誌に掲載する方法 ⑥ インターネット・ホームページに掲載する方法 注）上記①～③については、後段の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が必要である。 (2) 広告類似行為 次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為が広告類似行為に該	第 1 部 規則の概要 規 則 の 概 要 I. 広告等の定義 広告等とは、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）をいう。 (1) 「広告等」の定義は、一般的に考えられている「広告」に比べ範囲が広いので留意する必要がある。 例えば、上記の定義に当てはまるものであれば、次に掲げるものであっても「広告等」に該当する。 ① インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの ② 一の顧客を対象とするもの ③ 他社が作成したもの (2) 広告等を行う場合の媒体として考えられる主なものは、次のとおりである。 ① チラシ、パンフレット、DM等の印刷物 ② 自社又は他社が作成する刊行物 ③ ホームページ上の表示 ④ ファクシミリ、電子メール等を利用した送信 ⑤ ポスター、看板、懸垂幕等の掲出物 ⑥ 新聞、雑誌等の刊行物 ⑦ テレビ、ラジオ等によるコマーシャル等 ⑧ 映画、スライド、ビデオ、DVD又は電光ニュース ⑨ 宣伝用頒布品 (3) 自社の営業所以外の場所に備置、貼付する場合にも、上記の定義に当てはまるものであれば「広告等」に該当する。 (4) 口頭による表示は「広告等」には該当しないが、口頭により誘引を行う場合にも、証取法その他の法令及び諸規則を遵守して適正に行う必要がある。 (5) 「広告等」に該当するもの又は該当しないものの具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の

<u>当する。</u> ① <u>郵便</u> ② <u>信書便</u> ③ <u>ファクシミリ装置を用いて送信する方法</u> ④ <u>電子メールを送信する方法</u> ⑤ <u>ビラ又はパンフレットを配布する方法</u> ⑥ <u>その他</u> <u>ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。 【金商業等府令第 72 条各号】</u> <u>イ．法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法</u> <u>ロ．個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法</u> <u>ハ．次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（いわゆる「ノベルティ・グッズ」。b から d までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供するものを含む。）</u> <u>a．次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称</u> <u>i．金融商品取引契約又はその種類</u> <u>ii．有価証券又はその種類</u> <u>iii．出資対象事業又はその種類</u> <u>iv．i ～ iii までに掲げる事項に準ずる事項</u> <u>b．金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称</u> <u>c．元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）</u> <u>d．契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨</u> <u>(※ 2) 「広告等における表示事項」</u> <u>広告等（広告及び広告類似行為）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。</u> ① <u>金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名 【金商法 37 条第 1 項第 1 号】</u> ② <u>金融商品取引業者等である旨及び金融商品取引業者等の登録番号 【金商法 37 条第 1 項第 2 号】</u> ③ <u>金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの 【金商法 37 条第 1 項第 3 号】</u> <u>イ．金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項 【金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条第 1 項第 1 号】</u> <u>・手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客</u>	<u>必要性について」のとおりである。</u>
---	--------------------------------

<u>が支払うべき対価（有価証券の価格又は保証金等の額を除く。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（金融商品取引契約に係る有価証券の価格、デリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要</u> <u>ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由</u> 【金商業等府令第 74 条第 1 項】 ・<u>投資信託若しくは外国投資信託に表示されるべき権利若しくは組合契約若しくは外国組合契約に掲げる権利の取得に係るものであって、当該投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、手数料等には、出資対象投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含む。</u> など 【金商業等府令第 74 条第 2～4 項】 ロ.<u>金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 2 号】（内閣府令はなし。） ハ.<u>顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額（取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額）が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 3 号】 ・<u>当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨</u> ・<u>当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由）</u> ニ.<u>顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 4 号】（リスク文言） ・<u>当該指標</u> ・<u>当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由</u> ホ.<u>ニの損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 5 号】 ・<u>指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの</u> ・<u>上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由</u> ヘ.<u>店頭デリバティブ取引について、業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 6 号】 ト.<u>金融商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 7 号、金商業等府令第 76 条第 1 号】 チ.<u>業者等が協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称</u> 【施行令第 16 条第 1 項第 7 号、金商業等府令第 76 条第 2 号】 ○ <u>広告等には該当するがその特性が勘案されるもの</u>	
--	--

<u>広告等の行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法（※ 3）によりする場合には、次に掲げるものを表示することで足りる。【施行令第 16 条第 2 項】</u> ① <u>金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名</u> ② <u>金融商品取引業者等である旨及び登録番号</u> ③ <u>顧客が行う取引行為について、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨）【施行令第 16 条第 2 項第 1 号】</u> ④ <u>契約締結前交付書面（又は目論見書）の内容を十分に読むべき旨【施行令第 16 条第 2 項第 2 号、金商業等府令第 77 条第 2 項、金商業等府令 72 条第 3 号ニ】</u> <u>（※ 3） 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法</u> ① <u>次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法【金商業等府令第 77 条第 1 項第 1 号】（いわゆる、テレビ CM 又はラジオ CM）</u> <u>イ．有線テレビジョン放送事業者</u> <u>ロ．有線ラジオ放送の業務を行う者</u> <u>ハ．電気通信役務利用放送の業務を行う者</u> ② <u>金融商品取引業者等又は金融商品取引業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は上記①に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法【金商業等府令第 77 条第 1 項第 2 号】（いわゆるテレビ CM 又はラジオ CM の内容をインターネット・ホームページに掲載したもの）</u> ③ <u>常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの【金商業等府令第 77 条第 1 項第 3 号】（看板、壁面に貼り付けたポスター（ビラとして配布するなどの方法に用いる場合を除く。）、電光掲示板など）</u> ○ <u>広告等の表示方法</u> <u>金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について、広告等をするときは、上記※ 2 における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。【金商業等府令第 73 条第 1 項】</u> <u>また、上記※ 2 ③ニ及びホに掲げる事項については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示することとなる。【金商業等府令第 73 条第 2 項】</u>	
--	--

○ 誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について、広告等をするときは、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等、次の事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。 【金商法第 37 条第 2 項】

- ① 金融商品取引契約の解除に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 1 号】
- ② 金融商品取引契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 2 号】
- ③ 金融商品取引契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 3 号】
- ④ 金融商品取引契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項 【金商業等府令第 78 条第 4 号】
- ⑤ 金融商品取引業者等の資力又は信用に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 5 号】
- ⑥ 金融商品取引業者等の業の実績に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 6 号】
- ⑦ 金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 7 号】
- ⑧ 抵当証券等の売買その他の取引の場合は、次の事項 【金商業等府令第 78 条第 8 号】
 - ・抵当証券等に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性又は保証に関する事項
 - ・金融商品取引業者等に対する推薦に関する事項
 - ・利息に関する事項
 - ・抵当証券等に記載された抵当権の目的に関する事項
- ⑨ 投資顧問契約の広告等にあつては、助言の内容及び方法に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 9 号】
- ⑩ 投資一任契約の広告等にあつては、投資判断の内容及び方法に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 10 号】
- ⑪ 匿名組合契約（競走用馬関係）の募集又は私募の広告等にあつては、競走用馬の血統及び飼養管理の状況に関する事項 【金商業等府令第 78 条第 11 号】

○ 特定投資家に対する取扱い

特定投資家に対する広告等については、金商法第 37 条の適用はない。 【金商法第 45 条第 1 号】

Ⅱ. 金融商品取引法におけるその他規制の概要

○ 目論見書以外のその他資料

有価証券の募集又は売出しのために目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。 【金商法第 13 条第 5 項】

○ その他留意事項（法令概要）

- ① 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為をしてはならない。【金商法第 38 条第 1 号】
- ② 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。【金商法第 38 条第 2 号】
- ③ 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業を行う者の付与した信用格付について、当該信用格付を付与した者が金商法上の登録を受けていないものである旨及び当該登録の意義等を告げることなく提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない。【金商法第 38 条第 3 号】
- ④ 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為をしてはならない。【金商法第 38 条第 7 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号】
- ⑤ 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為をしてはならない。（公正な価格（市場デリバティブ取引にあっては、価格に相当する事項）の形成を損なうおそれがあるもの）【金商法第 38 条第 7 号、金商業等府令第 117 条第 1 項第 17 号】

※ 上記金融商品取引業者等に対する禁止行為のほか、一般的な禁止事項として、金商法第 168 条（虚偽の相場の公示等の禁止）、同第 169 条（対価を受けて行う新聞等への意見表示の制限）、同第 170 条（有利買付け等の表示の禁止）、同第 171 条（一定の配当等の表示の禁止）があることにも留意が必要。

Ⅲ. 内部審査の必要性【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 5 条第 1 項】

広告等を行おうとするときは、広告審査担当者の事前の審査が必要である。
ただし、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示、及び特別会員が行う登録金融機関金融商品仲介行為に係る広告等の表示で委託会員（当該特別会員に登録金融機関金融商品仲介行為の委託を行った会員）の広告審査担当者の審査が行われたものを除く。

Ⅱ. 内部審査の必要性

広告等を行おうとするときは、広告審査担当者の事前の審査が必要である。
ただし、一部の広告等、適格機関投資家（「証券取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令」第 4 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象とする広告等、及び特別会員が行う証券仲介業務に係る広告等で委託会員（当該特別会員に証券仲介業務の委託を行った会員）の広告審査担当者の審査が行われたものについては、審査を省略することができる。

(1) <u>協会規則第 5 条第 1 項により、広告審査を求めている広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」第 4 条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。また、自社の社内規則等により審査が義務付けられている場合には、当該社内規則等に従う必要がある。</u> (削る) (2) <u>特定投資家向けに作成され審査が行われていない広告等を、特定投資家以外の者に対し広告審査担当者の審査なく使用した場合には規則違反となる。(単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報提供の場合は、広告等に該当しない。)</u> (削る) IV. 内部審査体制【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 5 条第 2 項～第 5 項】 協会員は、広告等の審査を行う者として「広告審査担当者」を任命しなければならない。 <u>この「広告審査担当者」は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</u> <u><会員></u> ① <u>内部管理統括責任者</u> ② <u>会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）の合格者</u> ③ <u>会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> ④ <u>その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者（※）</u> <u><特別会員></u> ① <u>内部管理統括責任者</u> ② <u>会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）の合格者</u> ③ <u>会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> ④ <u>その知識等からみて本協会が審査を行わせることが適当であると認めた者（※）</u> <u>ただし、特定店頭デリバティブ取引等に係る広告等の審査にあつては、次のいずれかに該当する者で、かつ、上記各協会員の①～③のいずれかに該当する者に限る。</u> ① <u>平成 21 年 4 月 1 日以降に実施した一種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験又は特別会員四種外務員資格試験の合格者</u> ② <u>本協会が指定する方法による社内研修を受講し、その結果を本協会に報告してい</u>	(1) <u>審査を省略できる広告等であっても、その内容が「広告等及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第 7 号）第 4 条に規定する禁止行為に該当する場合には規則違反となる。したがって、広告等を作成する者又は広告等を使用する者は禁止行為に該当しないことを確認する必要がある。</u> (2) <u>審査を省略できる広告等に該当する場合であっても、自社の社内規則等により審査が義務付けられている場合には、当該社内規則等に従う必要がある。</u> (3) <u>適格機関投資家等向けに作成され審査が行われていない広告等を、適格機関投資家等以外の者に対し広告審査担当者の審査なく使用した場合には規則違反となる。</u> (4) <u>審査を省略できる広告等の具体例は、＜参考＞「広告等の該当性及び審査の必要性について」のとおりである。</u> Ⅲ. 内部審査体制 協会員は、広告等の審査を行う者として「広告審査担当者」を任命しなければならない。 <u>この「広告審査担当者」は、会員においては、原則として、会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u> <u>また、特別会員においては、原則として、会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験（平成 18 年 4 月 1 日施行前の試験規則に基づくもの）又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければならない。</u>
--	---

る者 ③ 登録を受けている外務員のうち、本協会規則に規定する社内研修を受講させ、その結果が本協会に報告されている者で、その報告をした協会員に所属している者 (1) 広告審査担当者は、自社の組織体制、業務内容等に鑑み、各社において任命する。また、複数の者を広告審査担当者に任命することができる。 (上記囲み書きに移動) (2) 任命した広告審査担当者を本協会に届け出る必要はない。 (削る) (3) 広告審査担当者が自ら作成した広告等を審査する場合にも、下記の「<u>V. 審査基準</u>」及び「<u>VI. 広告等の保管</u>」に沿って適正に審査・管理が行われるよう体制を整備する必要がある。 ※ 「広告規則（公正慣習規則第 7 条）第 5 条第 2 項第 4 号に規定する広告審査担当者として本協会が認める者の取扱いについて」（平成 16 年 3 月 30 日付 協会員通知参照） V. 審査基準【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 4 条】 広告審査担当者は、広告等の審査に当たっては、当該広告等が、次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。 1 取引の信義則に反するもの 2 協会員としての品位を損なうもの 3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの (1) 自社が作成する広告等については、「第 2 部 広告等の作成に係る留意事項」を考慮し、上記の審査基準に照らして問題がないか否かについて審査することとなる。 (2) 債券の条件一覧のように予め表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ない。（いわゆる雛形の審査で足りる。） (3) 他社が作成する資料を自社の広告等として使用する場合は、通常、内容については修正することができないので、上記の審査基準に照らして、当該資料を自社の広告等として使用できるか否かについて審査し、自社の商号、名称又は氏名、金融商品取引業者等である旨、登録番号、並びに自社が加入	(1) 広告審査担当者は、自社の組織体制、業務内容等に鑑み、各社において任命する。また、複数の者を広告審査担当者に任命することができる。 (2) 会員（特別会員）営業責任者資格試験又は会員（特別会員）内部管理責任者資格試験の合格者でなくとも、内部管理統括責任者、又は本協会が認めた者であれば、広告審査担当者に任命することができる。 (3) 任命した広告審査担当者を本協会に届け出る必要はない。 (4) 広告審査担当者が審査を行う広告等の範囲は、各社において定めるものとする。 (5) 広告審査担当者が自ら作成した広告等を審査する場合にも、下記の「<u>IV. 審査基準</u>」及び「<u>V. 広告等の保管</u>」に沿って適正に審査・管理が行われるよう体制を整備する必要がある。 IV. 審査基準 広告審査担当者は、広告等の審査に当たっては、当該広告等が、次に掲げる各号に該当する又はそのおそれのあるものでないことを確認しなければならない。 1 取引の信義則に反するもの 2 協会員としての品位を損なうもの 3 証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの 4 脱法行為を示唆する表示のあるもの 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの 7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの 8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの (1) 自社が作成する広告等については、「第 2 部 広告等の作成に係る留意事項」を考慮し、上記の審査基準に照らして問題がないか否かについて審査することとなる。 (2) 債券の条件一覧のように予め表示項目が決まっており、その都度、各項目に銘柄名、条件等が記入されるような広告等については、その様式について審査すればよく、個々の広告等についての審査は必要ない。（いわゆる雛形の審査で足りる。） (3) 他社が作成する資料については、通常、修正することができないので、上記の審査基準に照らして、当該資料を自社の広告等として使用できるか否かについて審査することとなる。
---	---

している当該協会の名称など金商法上の必要記載事項が記載される手段（別様の書面に記載し、顧客へ一体として提供する方法など）を講じた上で審査を実施する。

Ⅵ. 広告等の保管【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 6 条】

広告等を行ったときは、社内規則等に定めるところにより、当該広告等の審査に関する記録を保管する必要がある。

- ・保管の期間及び方法等については、各社において定めるものとする。

Ⅶ. アナリスト・レポートの取扱いについて【広告等の表示及び景品類の提供に関する規則第 9 条】

アナリスト・レポートについては、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の定めるところにより取り扱う必要がある。

- ・アナリスト・レポートの要約、抜粋については、アナリスト・レポートに該当しないことから、「広告等及び景品類の提供に関する規則」及びこの指針に基づき審査等を行う必要がある。

＜参考＞

広告等の該当性について

広告等規制において、規制の対象となるのは、金融商品取引業者等が「その行う金融商品取引業の内容について」行う広告等（「広告」と「広告類似行為」）である。（特定投資家に対する行為を除く。）

よって、広告等規制の対象となるか否かについては、次の観点が主なポイントとなる。

- ① 「広告」又は「広告類似行為」であるか否か
- ② 「金融商品取引業の内容」であるか否か
- ③ 法令等により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か

1. 「広告」又は「広告類似行為」であるか否かの該当性

- ・一般的に「広告」とは、随時又は継続してある事項を広く（宣伝の意味を含めて）一般に知らせることをいうと考えられ、例えば、次の行為は、「広告」であると考えられる。

- ① テレビやラジオの CM
- ② ポスターを貼る方法
- ③ 新聞や雑誌に掲載する方法
- ④ インターネット HP に掲載する方法

- ・また、「広告類似行為」とは、次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為である。

Ⅴ. 広告等の保管

広告等を行ったときは、社内規則等に定めるところにより、当該広告等の審査に関する記録を保管する必要がある。

- ・保管の期間及び方法等については、各社において定めるものとする。

Ⅵ. アナリスト・レポートの取扱いについて

アナリスト・レポートについては、「アナリスト・レポートの取扱い等について」（理事會決議）の定めるところにより取り扱う必要がある。

- ・アナリスト・レポートの要約、抜粋については、アナリスト・レポートに該当しないことから、「広告等及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第 7 号）及びこの指針に基づき審査等を行う必要がある。

＜参考＞

広告等の該当性及び審査の必要性について

顧客に対し交付・提示する表示については、まず、「広告等に該当するもの」と「広告等に該当しないもの」に分類される。

また、広告等に該当するものについては、「審査が必要なもの」と「審査を省略することができるもの」に分類される。

各分類に該当する資料の具体例等は、以下のとおりである。

1. 広告等に該当し、審査が必要な表示

種 類	考 え 方	具 体 例
個別商品の案内	有価証券等の個別商品の内容が表示された資料（商品案内等）は、 <u>広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。</u>	・店頭掲示のチラシ・ポスターによる商品案内 ・ホームページによる商品案内 ・電子メールによる商品案内 ・電光掲示板による商品案内 ・自筆で作成する手紙による商品案内 ・一の顧客に対する商品案内

① 郵便 ② 信書便 ③ ファクシミリ装置を用いて送信する方法 ④ 電子メールを送信する方法 ⑤ ビラ又はパンフレットを配布する方法 ⑥ その他 ・なお、「単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報の提供」は、当該行為が個別の販売、勧誘行為と考えられることから、「広告等」に該当しないものと考えられる。
2. 「金融商品取引業の内容」であるか否かの該当性 ・「金融商品取引業の内容」とは、金商法第 2 条第 8 項各号に掲げる行為に係る業務の内容であり、例えば、次に掲げる内容が表示されていれば、一般的には、当該商品等を勧誘する手段として当該表示がなされたものと考えられることから、「金融商品取引業の内容」に該当するものと考えられる。 ① 金融商品取引業に関する商品名（株式の銘柄名や投資信託の名称など） ② 商品の種類（株式、債券、投資信託など（特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱い業務の紹介にとどまるものを除く。）） ③ 取引手段やサービスの名称 ④ 金融商品取引業者等が取り扱う商品・サービスの一覧 ⑤ 金融商品の仕組みが紹介されたもの ⑥ 金融商品取引の仕組み・スキーム、メリット・デメリットが表示されたもの ・なお、次に掲げる内容の表示にとどまるものは、「金融商品取引業の内容」には、該当しないと考えられる。 ① 「税制に関する案内」や「法令・制度に関する案内」にとどまるもの ② 「支店の移転等」の連絡にとどまるもの ③ 「営業時間」や「営業案内」を表示するにとどまるもの ④ 商品の商品概要や詳細などの表示を伴っていない単なるキャッチコピー的なもの（例えば、「株式・国債・公社債・投資信託」、「投資信託は〇〇証券まで」や「個人向け国債は△△証券まで」という文言のみ表示されたもの）
3. 法令により広告等に該当しない行為や広告等規制の適用除外となる行為であるか否か ・法令により、次に掲げるものは広告等に該当しない。（金商業等府令第 72 条） ① 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法（法定公告、会社公告、目論見書、外国証券情報、投資信託の運用報告書など） ② 個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法 ③ 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（例えば、メモ帳、ボールペンや貯金箱等のいわゆるノベルティ・グッズなど）を提供する方法

		・官公庁・団体等が作成した商品説明資料 ・他社が作成した商品説明資料 ・開示適用除外証券に関する説明資料 ・私募債に関する説明資料 ・投資信託等の販売用資料
有価証券の性格、有価証券投資の手法等に関する案内	具体的な商品名の表示がなくとも、有価証券の性格、有価証券投資の手法又はメリットが表示された資料は広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。	・ETF、上場不動産投資証券の仕組みの説明資料 ・オプション、有価証券デリバティブに関する取引の仕組みの説明資料 ・外債投資の手法、メリット、リスク等の説明資料 ・セミナーにおいて使用する取引手法等の説明資料、スライド（他社の役職員が講師である場合を除く。）
その他	右記のような表示も広告等に該当し、かつ、広告審査担当者による審査が必要である。	・アナリスト・レポートの要約・抜粋 ・審査済みの広告等に商品説明を書き加えたもの ・顧客に提示のみを行い、回収する予定の商品説明資料 ・顧客からの要請に基づき交付する商品説明資料

2. 広告等に該当するが、審査を省略することができる表示

種 類	具 体 例
営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内の表示	・営業所の新規開店の案内 ・営業時間の案内 ・取扱商品（株式、国債、E T F、上場不動産投資証券 等）の商品名のみの一覧
いわゆるマクロ経済レポート、業界レポート等の経済全般又は業種全般の実績、評価又は将来動向の表示	・経済全般の分析及び将来動向に関する資料

イ. <u>次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称</u> i. <u>金融商品取引契約又はその種類</u> ii. <u>有価証券又はその種類</u> iii. <u>出資対象事業又はその種類</u> iv. <u>i ～ iii までに掲げる事項に準ずる事項</u> ロ. <u>金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称</u> ハ. <u>元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）</u> ニ. <u>契約締結前交付書面（又は目論見書）等の内容を十分に読むべき旨</u>
--

など ※ 一般的に「取扱商品一覧の案内」は、「個別商品の取引を誘引する目的ではない」とまでは、言えないことに留意する必要がある。 ④ 顧客に対し、個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細などの記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるものなど） 例えば、この条件を満たした次の行為 ・ 株価（チャート）や投資信託の基準価格等を提供する行為 ・ 投資信託協会における「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 18 条に規定する委託会社が作成する適時開示資料（運用レポート）を提供する行為 ・ 経済・為替等のレポートを提供する行為 ・ 顧客が保有する有価証券等に重要な事象（上場廃止、合併、償還、株式分割その他コーポレート・アクション等）が生じ、プレス・リリース資料や当該事象を通知する文書を提供する行為 ・ 客観的事実のみが記載された統計資料を提供する行為 など ※ セミナーの案内については、広告等に該当するしないにかかわらず、金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む、）を行う場合には、「金融商品取引を誘引する目的がある旨」の表示を明確に表示する必要があると考えられる。		顧客資産の分析に係る資料	顧客資産の分析のみであれば広告等に該当しないが、当該分析を基に有価証券の売買その他の取引を誘引する表示を行う場合には広告等に該当する。	
		法令・諸規則に規定する資料（目論見書、証取法第 50 条に基づくディスクロージャー誌、投信法第 33 条に基づく運用報告書、外国証券内容説明書、取引所の規則に基づいて開示された上場会社のプレスリリース資料など）	法令・諸規則に規定する資料については、当該法令・諸規則に定められた目的で交付する場合には広告等に該当しない。ただし、投信法第 33 条に基づく運用報告書をこれから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合など、当該法令・諸規則に定められた目的以外で取引を誘引する手段として交付する場合には広告等に該当する。	
		投資信託委託会社が作成する投資信託の運用状況レポート	当該投資信託を所有している受益者に交付する場合には広告等に該当しないが、これから投資信託を取得しようとする顧客に交付する場合には広告等に該当する。	
		新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事（記事の現物及びコピー）	新聞等の報道機関の記事又は雑誌の記事を顧客に交付しようとする場合には、原則として当該報道機関等（著作権者）の事前の許諾が必要となる。なお、当該記事に商品案内等を書き足し、取引を誘引する手段として交付する場合には広告等に該当する。	
		税制に関する案内、各種制度変更に係る案内、セミナー等の案内、有価証券取引に関するアンケート	税制、各種制度変更、セミナーの案内又は有価証券取引に関するアンケートのみであれば広告等に該当しない。ただし、これらの案内又はアンケートに加え、有価証券の売買その他の取引等を誘引する内容がある場合には広告等に該当する。	
		I R 資料（製品又はサービス等の案内を除く。）	発行体からの依頼により、当該発行体の株式、債券等の所有者である顧客に、当該発行体が作成した I R 資料を交付する場合（例えば、営業所内の明確に区分された I R コーナーなどに当該資料を備置又は貼付しておき、来店した顧客が自由に持ち帰る又は閲覧させることを含む。）には広告	

※ <u>特に、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用することや、リスク及び費用に関する事項について、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮することにより、明確かつ分かりやすい表示を行うことに努めることにも留意する。</u> 2. 誇大広告等に関する留意事項 <u>広告等の表示を行うときは、誇大広告等とならないよう、次に掲げる事項に留意する必要がある。</u> ① <u>有価証券等の価格、数値、対価の額の動向を断定的に表現したり、確実に利益が得られるように誤解させ、投資意欲を不当に刺激するような表示をしていないか。</u> ② <u>利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていると誤解させるような表示をしていないか。</u> ③ <u>申込みの期間、対象者数等が限定されていない場合に、それらが限定されていると誤解させるような表示をしていないか。</u> ④ <u>登録を行っていること等により、内閣総理大臣、金融庁長官、その他の公的機関が、金融商品取引業者等を推奨し、又はその広告等の内容を保証しているかのように誤解させるような表示をしていないか。</u> ⑤ <u>不当景品類及び不当表示防止法、屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。</u> ⑥ <u>社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。</u> 3. 募集・売出しに関する事項 (1) 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止 <u>金商法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しに係る勧誘については、<u>外国証券売出しや、政令で定める場合等を除き、</u>発行者が当該募集又は売出しについて有価証券届出書を内閣総理大臣に提出した後でなければ、投資勧誘及びこれに類似する行為は一切これを行ってはならないこととされている。</u> ○ 有価証券届出制度の適用除外証券 <u>次に掲げる有価証券については、<u>金商法第 3 条又は同条に基づく政令指定により、<u>金商法</u>第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用が除外されている。</u></u> ① 国債 ② 地方債 ③ 特別の法律により法人の発行する債券（金融債等） ④ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（日銀出資証券等） ⑤ 貸付信託の受益証券 ⑥ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券（政府保証債） ⑦ <u>金商法第 2 条第 1 項第 17 号</u>に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同	(新設) 1. 募集・売出しに関する事項 (1) 有価証券届出書提出前の勧誘の禁止 <u>証取法第 4 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しに係る勧誘については、<u>原則として</u>発行者が当該募集又は売出しについて有価証券届出書を内閣総理大臣に提出した後でなければ、投資勧誘及びこれに類似する行為は一切これを行ってはならないこととされている。</u> ○ 有価証券届出制度の適用除外証券 <u>次に掲げる有価証券については、<u>証取法第 3 条又は同条に基づく政令指定により、<u>証取法</u>第 2 章「企業内容等の開示」の規定の適用が除外されている。</u></u> ① 国債 ② 地方債 ③ 特別の法律により法人の発行する債券（金融債等） ④ 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（日銀出資証券等） ⑤ 貸付信託の受益証券 ⑥ 政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券（政府保証債） ⑦ <u>証取法第 2 条第 1 項第 9 号</u>に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機
--	---

意を要することとされているもの（国際復興開発銀行債券、アジア開発銀行債券、米州開発銀行債券及びアフリカ開発銀行債券等） (2) 顧客に交付する資料等 ① 目論見書の交付 協会員は、有価証券届出書提出後、有価証券の発行者が作成する目論見書又は仮目論見書を使用して募集又は売出しに係る勧誘が可能となる。また、募集又は売出しの方法により投資者に対し有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することとされている。<u>なお、目論見書の使用は「法令に基づき作成された書類を配布する方法」に該当するため広告等には該当しない。（金商業等府令第 72 条第 1 号）</u> ② 外国証券情報の提供 <u>協会員は、外国証券売出し（金商法第 4 条第 1 項第 4 号に規定するもの。以下同じ。）を行う場合には、あらかじめ又は同時に外国証券情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定するもの。以下同じ。）を提供又は公表しなければならないものとされている。なお、外国証券情報の提供又は公表は「法令に基づき作成された書類を配布する方法」に該当するため、仮に当該外国証券情報を提供又は公表して勧誘した結果として行われた当該外国証券の売付けが外国証券売出しとならなかった場合（委託取引等）であっても広告等には該当しない。（金商業等府令第 72 条第 1 号）</u> ③ 販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の作成・交付 平成 16 年 12 月の証取法改正により、目論見書制度が見直され、目論見書の記載内容を省略・要約した「要約目論見書」や投資者に目論見書の交付場所等を知らせるためのいわゆる「墓石広告」は、目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（販売用資料）として整理され、当該資料を使用する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないとされている。（<u>金商法第 13 条第 5 項</u>） なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の定義等及び作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。 販売用資料（目論見書以外のその他の資料） イ．定 義 <u>金商法</u>第 13 条第 5 項の規定に基づき作成・使用される資料をいう。 ロ．法的な位置付け等 <u>金商法</u>第 13 条第 5 項の規定により、何人も、募集・売出しにおいて、法定目論見書（届出目論見書・届出仮目論見書をいう。以下同じ。）以外の文書、図画、音声その他の資料について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものであれば作成・使用することが可能とされている。 なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、目論見書の交付前においても使用することができる。	関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているもの（国際復興開発銀行債券、アジア開発銀行債券、米州開発銀行債券及びアフリカ開発銀行債券等） (2) 顧客に交付する資料等 ① 目論見書の交付 協会員は、有価証券届出書提出後、有価証券の発行者が作成する目論見書又は仮目論見書を使用して募集又は売出しに係る勧誘が可能となる。また、募集又は売出しの方法により投資者に対し有価証券を取得させ、又は売り付ける場合には、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することとされている。 (新設) ② 販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の作成・交付 平成 1 6 年 1 2 月の証取法改正により、目論見書制度が見直され、目論見書の記載内容を省略・要約した「要約目論見書」や投資者に目論見書の交付場所等を知らせるためのいわゆる「墓石広告」は、目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（販売用資料）として整理され、当該資料を使用する場合には、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないとされている。（法 13 条第 5 項） なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の定義等及び作成に当たっての留意事項は、次のとおりである。 販売用資料（目論見書以外のその他の資料） イ．定 義 <u>証取法</u>第 1 3 条第 5 項の規定に基づき作成・使用される資料をいう。 ロ．法的な位置付け等 <u>証取法</u>第 1 3 条第 5 項の規定により、何人も、募集・売出しにおいて、法定目論見書（届出目論見書・届出仮目論見書をいう。以下同じ。）以外の文書、図画、音声その他の資料について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものであれば作成・使用することが可能とされている。 なお、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、目論見書の交付前においても使用する
--	---

ハ．広告等の該当性 販売用資料を用いて、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供行為は、「広告等」に該当する。 上記、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないので、当該表示の全体を総合的に評価し、例えば、以下の点に照らし、投資者保護に欠けることがないよう判断する必要がある。 ① 当該文書又は表示の内容が目論見書の内容と矛盾する場合 ② 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が目論見書の内容と矛盾する場合 ③ 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が明確に示されていない、又はその前提が非現実的である場合 ④ 当該文書又は表示の内容が恣意的に歪められている場合 ⑤ 当該文書又は表示の内容に至る過程が恣意的に歪められている場合 ⑥ 当該文書又は表示の内容に重要な事項を記載していない（都合のよい部分のみ強調されている）場合 等 個別の勧誘に際して提供される販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の特質によりこれらに該当するか否かを個別具体的に判断することとなるが、上記①～⑥のいずれかに該当する場合には虚偽又は誤解を生じさせる表示に該当すると判断される。 （ 削る ） 4. 金融商品販売法に基づく重要事項の表示 広告等において、<u>金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）</u>に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融商品販売法及び同施行令のほか、協会作成の金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドラインを参考に行うものとする。 5. 税に関する表示 (1) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税方法について表示することが望ましい。 (2) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税、相続税、贈与税等を	ことができる。 ハ．広告等の該当性 販売用資料（<u>目論見書以外のその他の資料</u>）は、<u>本指針における「広告等」</u>に該当する。 上記、販売用資料（目論見書以外のその他の資料）は、虚偽又は誤解を生じさせる表示をしてはならないので、当該表示の全体を総合的に評価し、例えば、以下の点に照らし、投資者保護に欠けることがないよう判断する必要がある。 ① 当該文書又は表示の内容が目論見書の内容と矛盾する場合 ② 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が目論見書の内容と矛盾する場合 ③ 当該文書又は表示の内容（例えば分析）の前提が明確に示されていない、又はその前提が非現実的である場合 ④ 当該文書又は表示の内容が恣意的に歪められている場合 ⑤ 当該文書又は表示の内容に至る過程が恣意的に歪められている場合 ⑥ 当該文書又は表示の内容に重要な事項を記載していない（都合のよい部分のみ強調されている）場合 等 個別の勧誘に際して提供される販売用資料（目論見書以外のその他の資料）の特質によりこれらに該当するか否かを個別具体的に判断することとなるが、上記①～⑥のいずれかに該当する場合には虚偽又は誤解を生じさせる表示に該当すると判断され<u>ます</u>。 2. 表示に関する基本事項 <u>広告等の表示を行うに当たっては、投資者に誤認されるおそれのないよう、グラフや図、可能な限り平易な言葉を使用するなどにより、分かりやすい表示に努めること。</u> <u>特に、リスク及び費用に関する事項については、レイアウトや文字の大きさ、配色などに配慮するとともに、明確かつ分かりやすい表示を行うよう留意すること。</u> 3. 金融商品販売法に基づく重要事項の表示 広告等において、<u>金融商品販売法</u>に基づく重要事項の表示を行う場合には、金融商品販売法及び同施行令のほか、協会作成の金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドラインを参考に行うものとする。 4. 税に関する表示 (1) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税方法について表示することが望ましい。
---	---

免れることを示唆する、又はそれと誤認されるおそれのある表示は行わない。 6. 消費税法における総額表示義務 消費税法が改正され、平成 16 年 4 月以降、広告等において商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格）を表示することとなった。 (1) 総額表示の例 10,500 円 10,500 円 (税込) 10,500 円 (税抜 10,000 円) 10,500 円 (うち税 500 円) 10,500 円 (税抜 10,000 円、税 500 円) 10,000 円 (税込 10,500 円) (注)「税抜価格」をことさら強調することにより投資者に誤認を与える表示とならないよう留意すること (2) 総額表示が義務付けられている単価・手数料率の表示の例 総額表示義務には、商品やサービスの単価、手数料率を表示する場合など最終的な取引価格そのものは表示されていないものの、事実上、価格を表示していることに等しい表示（株式の委託手数料、投資信託の信託報酬等）についても対象に含まれる。 【株式売買委託手数料率】 (改正前) 取引 1 回当たり 5,000 円 → (改正後) 取引 1 回当たり 5,250 円 (改正前) 売買価格の 1.00％ → (改正後) 売買価格の 1.05％ 7. キャッチ・コピーの表示 <u>表示の内容に商品概要や詳細などの記述を伴わず、会社名、住所及び連絡先と一緒に「特定口座は〇〇証券」などという一種のキャッチ・コピー的な文言にとどまる場合は、当該表示が一義的に個別の金融商品を勧誘しているとまではいえないため、当該表示は広告等には該当しないと考えられる。</u>ただし、有価証券の特質の一部を誇張する、又は、運用実績の一部を抽出する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いないよう<u>留意する必要がある。</u> 8. 記事コピー、類似挿し絵等の表示 (1) 新聞、雑誌記事等の複写（コピー）を無断で転載しない。 (注) これらの記事等を利用する場合は、著作権法により引用して利用することが認められる場合を除き、著作権者の承諾が必要である。 (参考) 著作権法において著作権者の承諾なくして引用が認められるためには、当該引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われ	(2) 有価証券の売買その他の取引に関し、利子、配当、譲渡損益等に対する課税、相続税、贈与税等を免れることを示唆する、又はそれと誤認されるおそれのある表示は行わない。 5. 消費税法における総額表示義務 消費税法が改正され、平成 16 年 4 月以降、広告等において商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格）を表示することとなった。 (1) 総額表示の例 10,500 円 10,500 円 (税込) 10,500 円 (税抜 10,000 円) 10,500 円 (うち税 500 円) 10,500 円 (税抜 10,000 円、税 500 円) 10,000 円 (税込 10,500 円) (注)「税抜価格」をことさら強調することにより投資者に誤認を与える表示とならないよう留意すること (2) 総額表示が義務付けられている単価・手数料率の表示の例 総額表示義務には、商品やサービスの単価、手数料率を表示する場合など最終的な取引価格そのものは表示されていないものの、事実上、価格を表示していることに等しい表示（株式の委託手数料、投資信託の信託報酬等）についても対象に含まれる。 【株式売買委託手数料率】 (改正前) 取引 1 回当たり 5,000 円 → (改正後) 取引 1 回当たり 5,250 円 (改正前) 売買価格の 1.00％ → (改正後) 売買価格の 1.05％ 6. キャッチ・コピーの表示 有価証券の特質の一部を誇張する、又は、運用実績の一部を抽出する等、投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な表示を用いない。 7. 記事コピー、類似挿し絵等の表示 (1) 新聞、雑誌記事等の複写（コピー）を無断で転載しない。 (注) これらの記事等を利用する場合は、著作権法により引用して利用することが認められる場合を除き、著作権者の承諾が必要である。 (参考) 著作権法において著作権者の承諾なくして引用が認められるためには、当該引用は、公正な慣
---	---

るものでなければならない（著作権法第 32 条第 1 項）。そして、同条にいう「引用」に該当するためには、①引用する資料等は既に公表されているものであること、②引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、③カギ括弧などにより「引用部分」が明瞭に区別して認識することができること、④当該引用が著作者人格権を侵害するような態様ではないこと等の各要件も満たす必要があると解釈されている。さらに、同条に基づく著作物の引用にあたっては、出所が明示されていることも必要となり（著作権法第 48 条）、引用された著作物の著作権者の氏名、当該著作物の掲載されている出版物名、出版物中における引用部分の掲載部分（ページ数など）の特定に関する記載が求められるケースもある。 (2) マンガ、イラスト等についても同様の注意をはらう。 (3) <u>記事等に個人の写真や当該個人を特定しうる情報が含まれている場合は、肖像権や個人情報保護の観点からの注意が必要である。</u> 9. 統計資料等の転載 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成した統計資料等を自社の刊行物その他の広告等において説明の材料として利用する場合は、その出典を明示して転載することができる。 なお、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の統計資料等については、「8. 記事コピー、類似挿し絵等の表示」と同様である。 10. 第三者の意見等 協会員が行う広告等において、第三者が投資についての判断を提供すべき意見を表示している場合であって、当該第三者に対価を支払っているとき、又は支払うべき約束をしているときは、<u>金商法第 169 条の規定に基づき、その旨の表示を併せて行わなければならない。</u>ただし、当該第三者が当該広告料を対価とし「広告」として表示する場合（一見して「広告」であることが明白な場合）には、この限りでない。 11. 特定投資家に対する広告等 <u>広告等の相手方が特定投資家に限定される場合には、金商法の広告規制は適用されないことから、協会規則上の広告審査義務はない。ただし、虚偽や重要な事項につき誤解を生じさせる表示となっていないか及び法令・諸規則に違反していないか等に留意が必要である。</u> 12. 預金等との誤認防止に関する注意 預金等の取扱いを行う特別会員における有価証券（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）の販売に関する広告等においては、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。<u>また、銀行代理店業務を行う会員が預金と有価証券を同じ広告等において表示する場合においても、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。</u>	行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない（著作権法第 32 条第 1 項）。そして、同条にいう「引用」に該当するためには、①引用する資料等は既に公表されているものであること、②引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること、③カギ括弧などにより「引用部分」が明瞭に区別して認識することができること、④当該引用が著作者人格権を侵害するような態様ではないこと等の各要件も満たす必要があると解釈されている。さらに、同条に基づく著作物の引用にあたっては、出所が明示されていることも必要となり（著作権法第 48 条）、引用された著作物の著作権者の氏名、当該著作物の掲載されている出版物名、出版物中における引用部分の掲載部分（ページ数など）の特定に関する記載が求められるケースもある。 (2) マンガ、イラスト等についても同様の注意をはらう。 (新設) 8. 統計資料等の転載 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成した統計資料等を自社の刊行物その他の広告等において説明の材料として利用する場合は、その出典を明示して転載することができる。 なお、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人以外の統計資料等については、「7. 記事コピー、類似挿し絵等の表示」と同様である。 9. 第三者の意見等 協会員が行う広告等において、第三者が投資についての判断を提供すべき意見を表示している場合であって、当該第三者に対価を支払っているとき、又は支払うべき約束をしているときは、<u>証取法第 169 条の規定に基づき、その旨の表示を併せて行わなければならない。</u>ただし、当該第三者が当該広告料を対価とし「広告」として表示する場合（一見して「広告」であることが明白な場合）には、この限りでない。 10. 適格機関投資家、上場法人等に対する広告等 <u>本指針において表示を必要としている事項について、広告等の相手方が適格機関投資家、上場法人等、証券取引に関し一定の知識及び経験を有する者である場合には、当該投資家に誤解させない及び法令・諸規則に違反しない範囲において、一部事項の表示を省略することができる。</u> 11. 預金等との誤認防止に関する注意 特別会員が行う有価証券（国債証券等及び国債証券等のみの有価証券指数を除く。）の販売に関する広告等においては、預金等との誤認防止に関する注意文言を表示することが望ましい。
--	--

1 3. 金融商品仲介業に関する注意

金融商品仲介業（特別会員による金融商品仲介業務を含む。以下同じ。）による有価証券の販売に関する広告等においては、金融商品仲介業により取扱う旨の注意文言を表示することが望ましい。

当該広告等に金融商品仲介業者及び委託元協会員又は金融商品仲介業務を行う特別会員及び委託元会員の名称を併せて表示する場合は、それぞれの業者の登録番号及び加入協会がある場合はその名称を記載しなければならない。

また、委託元会員により審査が行われた広告等をそのまま使用する場合は改めて審査を行う必要はない。

なお、特別会員以外の金融商品仲介業者が行う広告等は、委託する協会員による審査が必要である。

1 4. インターネットにおける広告等について

(1) インターネットウェブサイトなどの「バナー広告」や「テキスト広告」など限られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。

※「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、その名称に「(条件付) 元本確保型」等の使用が禁止されている店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託（例、一定条件の下で元本確保となる投資信託）のバナー広告等ではキャッチコピー等にも「元本確保型」との表示を行わない。なお、リンク先のページでの詳細説明において、「元本確保型」の表示を用いる場合は、リンク先のページに元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、かつ当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示するなどの対応を行う。

(2) 別のページに法定記載事項が表示され、当該バナー広告等からその別ページへ容易に遷移できるよう（例えば、「詳細はこちら」等のボタン等をわかりやすい場所に表示し、当該ボタン等をクリックすると当該別ページが表示される等）になっていれば、顧客から見て一体として提供される方法に該当し、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。

(3) インターネットのウェブサイトにおいて、例えば、①トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから②各種商品又はサービスが表示され、最後に③個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、③の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法令に基づく、表示義務事項である、「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものとみなす。なお、「リスク文言」については、文字の大きさに留意する必要がある。

※なお、上記と併せ、例えば、各ページに「ご投資にかかる手数料等及びリスクについて」などのリンクやバナーを設置し、次の文言を表示することも考えられる。

<記載例>「ご投資にかかる手数料等およびリスクについて」

弊社のホームページに記載の商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各ページに掲載された各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、

1 2. 証券仲介業に関する注意

証券仲介業（特別会員による証券仲介業務を含む。以下同じ。）による有価証券の販売に関する広告等においては、証券仲介業により取扱う旨の注意文言を表示することが望ましい。

1 3. インターネットにおける広告等について

(1) バナー広告やテキスト広告等の限られたスペースを利用してインターネットにおける広告等（以下「バナー広告等」という。）を行う場合、投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示を用いない。

(2) 個別商品においてバナー広告等を行う場合、別のページに当該個別商品の「必要表示項目」等が表示され、当該バナー広告等からその詳細を表示したページへ容易に遷移できるよう（例えば、「詳細はこちら」等のボタン等を分かりやすい場所に表示し、当該ボタン等をクリックすると当該詳細ページが表示される等）になっていれば、本指針における「必要表示項目」を表示しているものとみなす。

(新設)

<u>当サイトの当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書またはお客様向け資料などが掲載されたページに記載されておりますので、当該ページをお開きいただき、よくお読みください。</u> (4) <u>法定記載事項や「必要表示項目」(例えば、目論見書の交付場所等)が記載されていない他社作成資料を自社の広告等として自社ホームページに掲載する場合(他社ホームページに掲載されている資料を自社ホームページにおいて閲覧できるようにリンクを貼る場合を含む。)、当該広告等を掲載するページ(リンク元の自社ページ)に法定記載事項及び当該「必要表示項目」を記載していれば、<u>広告等規制及び本指針に沿った対応がなされているものとみなす。</u></u> (5) <u>特定投資家のみを取引の対象とする金融商品取引業者が、不特定多数の者が閲覧可能なインターネットウェブサイトにおいて、特定投資家向けに取引手法や商品案内を掲載する場合、例えば、「当該ページに記載された内容は、特定投資家向けの取引手法や商品案内などであって、特定投資家以外の方は、ご利用になれません。」などの文言が当該ウェブサイト上、誤解のないように表示されていれば、<u>広告等規制の適用除外として、法定記載事項の表示までは必要ない。</u></u>	(3) 「必要表示項目」(例えば、目論見書の交付場所等)が記載されていない他社作成資料を自社の広告等として自社ホームページに掲載する場合(他社ホームページに掲載されている資料を自社ホームページにおいて閲覧できるようにリンクを貼る場合を含む。)、当該広告等を掲載するページ(リンク元の自社ページ)に当該「必要表示項目」を記載していれば、本指針における「必要表示項目」を表示しているものとみなす。 (新設)
Ⅱ．株 式 1. 募集・売出し(いわゆる<u>プライマリー、期間を定めて行うものに限る</u>)における広告等 (1) 必要表示項目 募集又は売出しが行われる株式の広告等を行う場合には、<u>金商法第 13 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。</u> ① <u>法定記載事項</u> なお、<u>法定記載事項(第 1 部法令諸規則の概要 ※2「広告等における表示事項」参照)うち、指標変動による損失に関する記載には</u> ・ <u>価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言</u> <u>を記載する。</u> ② <u>金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言</u> ③ <u>当該有価証券の銘柄</u> ④ <u>目論見書の入手方法・入手場所(目論見書を作成する場合に限る)</u> ⑤ <u>「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言(目論見書を作成する場合に限る)</u> (2) 表示することが望ましい事項 ① <u>目論見書における募集(売出)要項に関する事項(目論見書を作成する場合に限る)</u> ② <u>外貨建て証券の場合、外国証券取引口座等の必要性に関する文言</u>	Ⅱ．株 式 1. 募集・売出し(プライマリー)における広告等 (1) 必要表示項目 募集又は売出しが行われる株式の広告等を行う場合には、<u>証取法第 1 3 条第 5 項の規定により、法定目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料において、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示のないものを作成・使用することが可能とされているが、必ず次の項目を表示する。</u> ① <u>当該有価証券の銘柄</u> ② <u>目論見書を提供する場所</u> ③ <u>「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言</u> ④ <u>「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言</u> ⑤ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに係る事項</u> (2) 表示することが望ましい事項 ① <u>目論見書における募集(売出)要項に関する事項</u> ② <u>外貨建て証券の場合、外国証券取引口座等の必要性</u>

(3) 具体的な留意事項 ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合であっても、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することができる。 なお、その際の表示については、例えば、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示すること等が考えられる。 ② 当該株式の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 広告等として当該株式の発行会社が<u>金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会</u>の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、〇年〇月〇日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「将来の株価等を保証するものではない。」旨についても併せて表示すること。 ③ 自社又は第三者による評価又は分析 自社又は第三者による当該株式の評価、分析は表示しないこと。 ④ 景品類の提供についての広告等 株式の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない<u>こと</u>に留意する。 (4) 具体的事例の紹介 例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告（<u>いわゆる墓石広告を含む</u>）等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。 ただし、①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。 なお、いわゆる「墓石広告」を作成する場合は、下記①②の記載事項を参考とすること。 また、目論見書を作成しない募集・売出し等に際して使用する「募集要項」を作成する場合は、下記①（ニ及びホを除く。）及び②から該当する項目について記載すること。 ① 必要表示事項 イ. 法定記載事項 株式の広告等を行う場合には、<u>法定記載事項</u>のうち、指標変動による損失に関する記載には ・ 価格変動リスクに関する文言 ・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言 を記載する。 ロ. 金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言 ハ. <u>当該有価証券の銘柄</u>	(3) 具体的な留意事項 ① 「目論見書を提供する場所」を表示する場合 目論見書を提供する者が複数ある場合、すべての会社の会社名等を表示する必要はなく、一の者の会社名等を表示することは差し支えない。 なお、「目論見書は、〇〇〇会社まで」、「問い合わせ先は、〇〇〇会社まで」のように表示することもできる。 ② 当該株式の発行会社が開示した業績予想等を表示する場合 <u>販売用資料</u>として当該株式の発行会社が<u>証券取引所又は証券業協会</u>の規則により開示した業績予想等を表示する場合には、発行会社が開示した業績予想等である旨、発行会社が開示した業績予想等の根拠となる前提（例えば、〇年〇月〇日開示された決算短信あるいはプレスリリースに記載された業績予想等である旨等）及び「将来の株価等を保証するものではない。」旨についても併せて表示する。 ③ 自社又は第三者による評価又は分析 自社又は第三者による当該株式の評価、分析は表示しないこと。 ④ 景品類の提供についての広告等 株式の個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 (4) 具体的事例の紹介 例えば、目論見書の記載から抜粋する等により下記項目を誤りなく表示した広告等は、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。 ただし、①及び②以外の事項を併せて表示した場合や文字のバランス等によっては、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当する可能性もあるので十分留意する。 <u>また、「広告等に関する指針（平成 16 年 4 月）」における「Ⅱ. 墓石広告」（P. 44 参照）に基づき行う広告等についても、誤りなく表示されていれば、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示に該当しない。（ただし、「必要表示事項」は、下記①とする。）</u> ① 必要表示事項 (新設) (新設)
--	--

ニ. <u>目論見書の入手方法・入手場所（目論見書を作成する場合に限る）</u> ホ. <u>「投資判断は、目論見書を見て行うべき旨」の文言（目論見書を作成する場合に限る）</u> （ 削る ） （ 削る ） ② 上記①以外に追加表示として考えられる例 イ. 銘柄コード ロ. 上場市場 ハ. 申込株数単位 ニ. ブックビルディング（需要申告）期間 ホ. 仮条件決定日 ヘ. 募集（売出）価格（仮条件含む） ト. 募集・売出し数 チ. 申込期間 リ. 上場予定日もしくは<u>効力発生日</u>（売買開始日） ヌ. 引受シ団 ル. 資金使途 ヲ. ロックアップに関する説明 ワ. ブックビルディングの説明及びブックビルディングに際しての留意事項 カ. 外国証券取引口座の必要性（外貨建て証券の場合） 2. セカンダリーにおける広告等 (1) マス媒体での広告等 自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）について、マス媒体を利用した表示は、その株式の大量買付が行われ、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるので、<u>金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 17 号又は第 18 号に規定する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当する可能性が強いと考えられることから、このような表示は行わない。</u> なお、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 （注）マス媒体とは、新聞（折込み広告を含む。）、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等同時に不特定かつ多数の者に対して同一内容の情報の提供を行うことのできる媒体をいう。 (2) 個別企業の紹介	イ. 有価証券の名称 ロ. <u>目論見書を提供する場所</u> ハ. <u>「申込みに当たっては、必ず目論見書をご覧ください。」旨の文言</u> ニ. <u>「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言</u> ホ. <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに係る事項</u> ② 上記①以外に追加表示として考えられる例 イ. 銘柄コード ロ. 上場市場 ハ. 申込株数単位 ニ. ブックビルディング（需要申告）期間 ホ. 仮条件決定日 ヘ. 募集（売出）価格（仮条件含む） ト. 募集・売出し数 チ. 申込期間 リ. 上場予定日もしくは<u>株券交付日</u>（売買開始日） ヌ. 引受シ団 ル. 資金使途 ヲ. ロックアップに関する説明 ワ. ブックビルディングの説明及びブックビルディングに際しての留意事項 カ. 外国証券取引口座の必要性（外貨建て証券の場合） 2. セカンダリーにおける広告等 (1) マス媒体での広告等 自社が選定した「注目銘柄」、「選定銘柄」、「参考銘柄」等（以下『「注目銘柄」等』という。）について、マス媒体を利用した表示は、その株式の大量買付が行われ、公正な価格形成が損なわれるおそれがあるので、<u>証取法第 4 2 条第 1 項第 7 号及び「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第 4 条第 1 3 号、第 1 4 号並びに第 1 4 号の 2 に規定する特定少数銘柄の行き過ぎた大量推奨販売（以下「大量推奨販売」という。）に該当する可能性が強いと考えられることから、このような表示は行わない。</u> なお、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。 （注）マス媒体とは、新聞（折込み広告を含む。）、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネット等同時に不特定かつ多数の者に対して同一内容の情報の提供を行うことのできる媒体をいう。<u>なお、閲覧者に制限のあるなどの専用ホームページや専用メールマガジンは、ここでいうマス媒体には、該当しない。</u>
---	---

① 法定記載事項 株式の広告等を行う場合には、<u>法定記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には</u> ・ <u>価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言</u> を記載する。 ② 金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言 ③ 株価、業績等の表示に関する留意事項 イ. 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示に関する事項 個別企業の紹介を行う場合は、その株価、業績等についての誇大又は煽動的な表示、過当な投機を推奨する表示、風説の流布的な表示等、恣意的又は過度に主観的な表示は行わない。 (不適切な表示例) 「千載一隅の買い場」、「超優良株」、「…の最右翼」、「抜群」、「空前」、「好材料山積」、「中期成長力は絶大」、「〇割高も考えられる」、「いよいよ出番到来」、「チャンス到来」、「〇〇圏脱出寸前」、「〇〇薬の開発が噂される」、「弱気一色になっている時こそが買い場だ」、「外人、信託筋の買いが継続している模様」……等 ロ. 断定的な表示に関する事項 個別企業の株価及び将来の業績、増減資、配当その他株価の騰落に相当な影響を及ぼす事項について、断定的な表示は行わない。 (不適切な表示例) 「<u>株価は大底圏にある</u>」、「<u>割安に放置されている</u>」、「<u>予想を上回る業績を上げることは確実</u>」、「<u>今期ピーク利益更新</u>」、「<u>業績は申し分ない</u>」……等 (注) 業績予想等を行う場合は、次のような表示にとどめる。 株価、相場見通し …………… 「期待される」、「予想される」等 企業の業績予想、配当、増資 …… 「思われる」、「みなされよう」等 ハ. 投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示に関する事項 個別企業又は銘柄について投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示は行わない。 (不適切な表示例) 「<u>株価大化け必至の呼び声も</u>」、「<u>〇〇円までの水準は安心して買える</u>」、「<u>夢のような投資対象</u>」、「<u>安心買いのできる銘柄</u>」、「<u>××関連の本命（穴株）</u>」、「<u>ボーナス銘柄</u>」、「<u>最後の買い場</u>」、「<u>ビックリす</u>	(2) 個別企業の紹介 (新設) ① 株価、業績等に関する表示 イ. 誇大又は煽動的な表示、恣意的又は過度に主観的な表示等の禁止 個別企業の紹介を行う場合は、その株価、業績等についての誇大又は煽動的な表示、過当な投機を推奨する表示、風説の流布的な表示等、恣意的又は過度に主観的な表示は行わない。 (不適切な表示例) 「千載一隅の買い場」、「超優良株」、「…の最右翼」、「抜群」、「空前」、「好材料山積」、「中期成長力は絶大」、「〇割高も考えられる」、「いよいよ出番到来」、「チャンス到来」、「〇〇圏脱出寸前」、「〇〇薬の開発が噂される」、「弱気一色になっている時こそが買い場だ」、「外人、信託筋の買いが継続している模様」……等 ロ. 断定的な表示の禁止 個別企業の株価及び将来の業績、増減資、配当その他株価の騰落に相当な影響を及ぼす事項については、断定的な表示は行わない。 (不適切な表示例) 「<u>株価は大底圏にある</u>」、「<u>割安に放置されている</u>」、「<u>予想を上回る業績を上げることは確実</u>」、「<u>今期ピーク利益更新</u>」、「<u>業績は申し分ない</u>」……等 (注) 業績予想等を行う場合は、次のような表示にとどめる。 株価、相場見通し …………… 「期待される」、「予想される」等 企業の業績予想、配当、増資 …… 「思われる」、「みなされよう」等 ハ. 投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示の禁止 個別企業又は銘柄について投資者の投資判断を誤らせるおそれのある表示は行わない。 (不適切な表示例) 「<u>株価大化け必至の呼び声も</u>」、「<u>〇〇円までの水準は安心して買える</u>」、「<u>夢のような投資対象</u>」、「<u>安</u>
---	---

る株価水準」、「第二△△の呼び声が高い」……等 ニ．株価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠表示に関する事項 個別企業の株価、業績、増減資、配当等の予測及び新技術、新製品、資源の開発等の予測を行う場合において、自己の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示する。 (不適切な表示例) 「××社は、今後 3 年間で年平均 50%の増益が見込める。」、「株式分割期待で 1,500 円目標」、「利益急増を見込む。700 円目標」、「増額修正。4 桁目標」、「500 円以下は拾えよう」のみの表示…等 ホ．配当の表示等に関する事項 a．1 株当たり「金額」(円銭)で表示する(配当率を併記することは可)。 b．配当利回りを表示する場合、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。 c．配当が予想値である場合、その旨及び当該予想値を算出した者(例：発行会社予想 等)を表示する。 (注) 株主優待制度の優待内容については、利回り及び配当と合算した利回り表示は行わない。また、配当金額と優待内容を金銭換算した額を合算した金額の表示は行わない。 (例)「1,000 株当たり 2,000 円相当の食事券」等 …… 可 「2,000 円相当の食事券を利回りに換算すると年〇〇%になります。」等 …… 不可 (削る) ④ 「注目銘柄」等に関する表示 イ．5 銘柄以上の表示 自社が選定した「注目銘柄」等について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(以下、「投資勧誘規則」という。)第 12 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5 銘柄以上(上場不動産投資証券と併せて 5 銘柄以上も可)表示するとともに銘柄選定の根拠(基準や前提)を表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。 (注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合やある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て(例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など)を表示	心買いのできる銘柄」、「××関連の本命(穴株)」、「ボーナス銘柄」、「最後の買い場」、「ビックリする株価水準」、「第二△△の呼び声が高い」……等 ニ．株価、業績、新技術、新製品等の予測についての根拠の明示 個別企業の株価、業績、増減資、配当等の予測及び新技術、新製品、資源の開発等の予測を行う場合において、自己の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示する。 (不適切な表示例) 「××社は、今後 3 年間で年平均 50%の増益が見込める。」、「株式分割期待で 1,500 円目標」、「利益急増を見込む。700 円目標」、「増額修正。4 桁目標」、「500 円以下は拾えよう」のみの表示…等 ホ．配当の表示等に関する留意点 a．1 株当たり「金額」(円銭)で表示する。(配当率を併記することは可) b．配当利回りを除き、利回り表示は行わない(配当利回りである旨を表示する。)。また、配当利回りを表示する場合は、計算根拠となる株価及び配当金額を併せて表示する。 c．配当が予想値である場合は、その旨及び当該予想値を算出した者(例：発行会社予想 等)を表示する。 (注) 株主優待制度の優待内容については、優待内容を金銭に換算した表示にとどめ、利回り及び配当と合算した利回り表示は行わない。また、配当金額と優待内容を金銭換算した額を合算した金額の表示は行わない。 (例)「1,000 株当たり 2,000 円相当の食事券」等 …… 可 「2,000 円相当の食事券を利回りに換算すると年〇〇%になります。」等 …… 不可 ② 投資元本割れのおそれがある旨の表示 「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨の文言を必ず表示する。 ③ 「注目銘柄」等に関する表示 イ．5 銘柄以上の表示 自社が選定した「注目銘柄」等について、定期刊行物、パンフレット、リーフレット等により広告等を行う場合には、協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第 9 号。以下「投資勧誘規則」という。)第 8 条第 1 項に規定する「主観的又は恣意的な情報提供となる特定銘柄の有価証券の一律集中的推奨」及び大量推奨販売に該当しないよう、原則として、5 銘柄以上(上場不動産投資証券と併せて 5 銘柄以上も可)表示するとともに銘柄選定の根拠(基準や前提)を表示する。また、株主優待制度に関する広告等を行う場合も同様とする。 (注) 自社の定期刊行物により継続的に情報提供を行う場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。
---	---

<u>する場合は、必ずしも 5 銘柄以上とする必要はない。ただし、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。</u>	<u>また、ある一定の客観的事実に基づいて抽出した銘柄全て（例：売買高や売買代金等のランキング、ある地域の上場銘柄全ての紹介など）を表示する場合は、ここでいう「注目銘柄」等には、該当しない。ただし、その場合は、そのある一定の客観的事実に基づいて抽出したことが分かるよう表示する。</u>
ロ．信用取引等に関する規制銘柄等の表示に関する留意事項 a．投資勧誘規則第 12 条第 2 項の規定により、金融商品取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛することとされていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として表示しない。（「注目銘柄」等として採り上げない。） b．投資勧誘規則第 12 条第 3 項の規定により、金融商品取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄、委託保証金の率の引上げ措置（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、これらの措置が金融商品取引所等において行われている旨が表示されているか。 ハ．法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、「注目銘柄等」の広告等を行ってはならない。 ニ．「注目銘柄」等の後日評価の表示 自社が表示した「注目銘柄」等について、後日その騰落等の評価の表示を行う場合は、対象とした全ての銘柄について表示することとし、予想の的中した銘柄のみの表示は行わない。 （ 削る ）	ロ．信用取引等に関する規制銘柄等の表示 a．投資勧誘規則第 8 条第 2 項の規定により、証券取引所が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を行っている銘柄については、信用取引の勧誘を自粛することとされていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として表示しない。（「注目銘柄」等として採り上げない。） b．投資勧誘規則第 8 条第 3 項の規定により、証券取引所が信用取引残高の日々公表銘柄に指定した銘柄、委託保証金の率の引上げ措置（委託保証金の有価証券をもってする代用の制限等を含む。）を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、これらの措置が証券取引所等において行われている旨を必ず表示する。 ハ．法人関係情報の有無等の確認 あらかじめ法人関係情報の有無等について売買審査部門で確認を受けたものでなければ、「注目銘柄等」の広告等を行ってはならない。 ニ．「注目銘柄」等の後日評価の表示 自社が表示した「注目銘柄」等について、後日その騰落等の評価の表示を行う場合は、対象とした全ての銘柄について表示することとし、予想の的中した銘柄のみの表示は行わない。 ホ．新興市場銘柄である旨の表示 <u>投資勧誘規則第 6 条の 2 の規定により、次に掲げる新興市場銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要及び当該市場の性格を十分説明することとなっていることから、これらの銘柄を「注目銘柄」等として自社が選定し、広告等を行うときは、新興市場銘柄である旨を表示する。</u> <u>なお、新興市場銘柄である旨の表示を行う際、当該新興市場の略称を表示する場合には、顧客に誤解を与えないよう留意する。</u> a．名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄 b．東京証券取引所マザーズ上場銘柄 c．札幌証券取引所アンビシャス上場銘柄 d．福岡証券取引所 Q・Board 上場銘柄 e．大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット―「ヘラクレス」グロース上場銘柄
⑤ 店頭有価証券の表示に関する留意事項	

店頭有価証券については、「店頭有価証券に関する規則」の規定により勧誘を行うことが認められる場合を除き、広告等は行わないことに留意する。 ⑥ 個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない<u>ことに留意する。</u> (3) 株式累積投資制度 ① 必要表示事項 イ. 法定記載事項 ※ 指標変動による損失に関する記載には、価格変動リスクに関する文言を記載する。 ロ. 金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言 ハ. 「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨の文言 ② その他留意事項 イ. 投資家に誤解を与える表示を行っていないか。 【表示例】 「証券貯蓄」、「払い込み」、「買付け」 … ○ 「貯蓄」のみ、「積み立て」 … × ロ. ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示を<u>行っていないか。</u> ※ 株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。 (4) 株式ミニ投資 ① 必要表示事項 イ. 法定記載事項 ※ 指標変動による損失に関する記載には、価格変動リスクに関する文言を記載する。 ロ. 金融商品販売法の説明事項である、発行者の信用リスクに関する文言 ハ. 「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨の文言 ② その他留意事項 「ミニ株」等の表示は、あたかも「ミニ株」という株式又は株券が存在するかのような誤認を与えるおそれがあることから、株式ミニ投資に関する表示を行う場合には、同制度について誤認を与えないよう、「株式ミニ投資」又はこれに準じる表現以外の表示は行わない。	④ 店頭有価証券の表示 店頭有価証券については、「店頭有価証券に関する規則」(公正慣習規則第 1 号)の規定により勧誘を行うことが認められる場合を除き、広告等は行わない。 ⑤ 個別銘柄に関する景品類の提供の表示の禁止 個別銘柄に関して、景品類の提供（懸賞による場合を含む。）を行う旨の表示は行わない。 (3) 株式累積投資制度 ① 必要表示事項 イ. 「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。 (新設) ロ. 「申し込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。 ② その他留意事項 イ. 「証券貯蓄」の表示はよいが、「貯蓄」のみの表示は行わない。 ロ. 毎回の払込金についての表示は、「積立て」ではなく、「払込み」又は「買付け」等の表示とする。 ハ. ドル・コスト平均法による買付方法を強調することにより、株式投資に対するリスク低下が図られるような誤解を与える表示は<u>行わない。</u> ※ 株式累積投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。 (4) 株式ミニ投資 ① 必要表示事項 イ. 「株価の下落や発行者の信用状況の悪化等により、投資元本を割り込むおそれがあります。」旨を表示する。 (新設) ロ. 「申込みの際には必ず約款をお読み下さい。」旨を表示する。 ② その他留意事項 「ミニ株」等の表示は、あたかも「ミニ株」という株式又は株券が存在するかのような誤認を与えるおそれがあることから、株式ミニ投資に関する表示を行う場合には、同制度について誤認を与えないよう、「株式ミニ投資」又はこれに準じる表現以外の表示は行わない。
--	--

※ 株式ミニ投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。	※ 株式ミニ投資において、個別銘柄の表示を行う場合には、上記(1)及び(2)に留意して行うものとする。
---	---